

# 人事・給与制度の見直しについての回答

平成23年1月1日付けで貴職から提案のあった人事・給与制度の見直しについて、以下のとおり回答いたします。

## 1. 平成23年度人事院勧告に基づく給与改定

- ① 人事院勧告に基づく給与改定で合意する。

## 2. 給与制度の見直し

- ① 持ち家に係わる住居手当の廃止については、継続協議の扱いとする。
- ② 住居手当額については、現行8,500円を7,000円とする。
- ③ 行政職給料表の最高号給の見直しについては、国家公務員の俸給表に準じて改正することとするが、給料の切替にあたっては現給保障措置を講ずること。

## 3. 給与独自減額の実施

- ① 給料の独自減額率については、級別で3%～8%とし、級別の削減率については、以下とおりとする。

・1級	3%	・5級	6. 2%
・2級	3%	・6級	8%
・3級	4. 2%	・7級	8%
・4級	5. 2%	・8級	8%
- ② 独自削減期間については、平成25年3月までとし、改めて協議することとする。
- ③ 退職手当の減額については、合意することはできないが、人事院が行っている「民間企業における退職手当制度の実態に関する調査」の進捗状況を踏まえ、継続協議とする。
- ④ 医師等人材確保が困難な職については、理解はするが、特に病院局において、職場の混乱を招かないよう周知すること。

## 4. 育児休業制度の改正

- ① 合意する。

## 5. 人事評価制度の本格導入

- ① 人事評価制度の本格実施については、合意することとするが、給与への反映方法など詳細については組合と協議して行うこと。

## 6. 再任用制度の導入

- ① 合意するが、職員の配置方法など詳細を組合と協議すること。

以上、回答する。

2011年12月21日

